平成２２年（フ）第５２７号
愛知県犬山市善師野台１丁目41番地４
債務者　大久保　一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０９２号
大阪府阪南市自然田1697番地の23
債務者　園田　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０９４号
大阪府貝塚市三ケ山875、住民票上の住所大阪府貝塚市三ケ山878番地１
債務者　臼井　　修
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
香川県さぬき市長尾西2084番地１
債務者　井関　由加（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２１号
福岡県大牟田市大字田隈120番地１
債務者　原田　大輔
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１３２号
福岡県大牟田市八尻町３丁目43番地１ルフラン１階Ｂ号
債務者　中嶋きよ子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１３５号
福岡県大牟田市船津町１丁目９番地　船津市営住宅１棟15号
債務者　池上サヨ子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３４５号
長崎県長崎市為石町2420番地33　市営須浜第１アパート202号
債務者　浅野　美香
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９５号
長崎県長崎市弁天町12番８号　福島アパート202号
債務者　大瀬　美樹
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
長崎県長崎市戸町４丁目８番25―405号
債務者　松田　清美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
長崎県南松浦郡新上五島町小串郷1225番地７
債務者　長山　　武
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１８５号
山口県宇部市北小羽山町２丁目５番３号、旧住所広島市安佐南区山本５丁目71番21号
債務者　大田　　彬
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２６号
山口県宇部市大字東岐波1087番地
債務者　辻村　初男
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２３１号
山口県宇部市北小羽山町２丁目４番３―307号
債務者　五島　由香
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１２７号
香川県綾歌郡宇多津町1041番地６グレースⅡ―101
債務者　今井　　淳
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５２５号
沖縄県豊見城市字高嶺439番地27　豊見城市改良住宅Ｌ―407号
債務者　堀切　敬子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５３０号
沖縄県那覇市識名１丁目19番37号金城アパートＢ203
債務者　小渡　有敬
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部